

証拠説明書
 (甲A号証 原子力発電所の危険性(総論)に関するもの)

静岡地方裁判所 民事2部合議係 御中

平成24年10月25日

原告ら訴訟代理人 弁護士 鈴木 敏 弘
 外

甲A号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
1	原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて	原子力委員会	昭和39年5月27日 (平成元年3月27日一部改訂(原子力安全委員会))	写		1 基本的考え方 1.1 原則的立地条件	原則的立地条件	原子炉立地審査指針の内容 原則的立地条件として、(1) 大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また、災害を拡大するような事象も少ないこと。(2) 原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること。(3) 原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じる環境にあること。」と定められていること。	http://www.nsr.go.jp/archive/nsc/shinsashishin/pdf/1/si001.pdf	
						1 基本的考え方 1.2 基本的目標	「重大事故」と「仮想事故」	基本的目標として、 a 敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護施設等を考慮し、技術的見地からみて、最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故(以下「重大事故」という。)の発生を仮定しても、周辺の公衆に放射線障害を与えないこと。 b 更に、重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故(以下「仮想事故」という。)(例えば、重大事故を想定する際には効果を期待した安全防護施設のうちのいくつかは動作しないと仮想し、それに相当する放射性物質の放散を仮想するもの)の発生を仮想しても、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと。 c なお、仮想事故の場合には、集団線量に対する影響が十分に小さいこと。 が定められていること。		
						2 立地審査の指針	立地審査の指針	立地審査の指針として、 2.1 原子炉の周囲は、原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること。 2.2 原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること。 2.3 原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること。 と定められていること及びその具体的な解釈。		

証拠説明書

(甲B号証 原子力発電所の自然的立地条件(地震, 地盤, 津波, 液状化等)に関するもの)

甲B号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
1	南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について(第一次報告) [本文, 巻末資料:表2.1(22頁), 表5-1(抜粋)10頁, 表5-2(抜粋)4頁]	南海トラフの巨大地震モデル検討会	平成24年3月31日	写	全	地震・津波 南海トラフの巨大地震モデル検討会の報告書(第1次)の内容	趣旨につき、「中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」中間報告を踏まえ、南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震について、新たに想定地震を設定していくためには、これまでの科学的知見の整理・分析が不可欠である。そのため、過去に南海トラフのプレート境界で発生した地震に係る科学的知見に基づく各種調査について防災の観点から幅広く整理・分析し、想定すべき最大クラスの対象地震の設定方針を検討することを目的として、理学・工学等の研究者から構成される検討会を設置する。」とされていること。 震源断層モデルの設定手法, 震度分布及び津波高の推計手法, その結果, 結果についての考え方等			
					13頁	II. 震源断層モデルについて II-1. 強震断層モデル 5. 強震断層モデルの比較 (2)本検討会の強震断層モデル	地震 さらに大規模な地震発生の可能性	地震につき、「地震・津波は自然現象であり不確実性を伴うものであるが、(中略)、今回設定した平均応力降下量4.0MPaより大きな強震断層モデルとなる確率は10%程度である。」(13頁)とされていること。	http://www.bousai.go.jp/iishin/chubu/nankai-trough/1st-report.pdf	
					18頁	II. 震源断層モデルについて II-2. 津波断層モデル 4. 津波断層モデルの比較 (2)本検討会の津波断層モデル	津波 さらに大規模な津波発生の可能性	津波につき、「地震・津波は自然現象であり不確実性を伴うものであるが、(中略)、今回設定した平均応力降下量3.0MPaより大きな津波断層モデルとなる確率は3%程度である。」(18頁)とされていること。		
					33頁	V. 最大クラスの震度分布及び津波高の考え方について 2. 予防対策について	地震・津波	「①法律に基づく地域の指定や、国及び地方公共団体が耐震・津波対策を検討する際、予防対策としては可能性のある限り最大クラスの値を採用する必要がある。②このため、1. で設定した「最大クラスの震度分布及び津波高」を用いることとする。」とされていること。		
					巻末資料表2.1	表2.1 強震断層モデルのパラメーター一覧	地震	南海トラフの巨大地震モデル検討会(第一次報告)では、強震断層モデルのパラメータとして、東海域では、セグメント①～④についていずれも「45. 4MPa」を採用している(同報告書巻末資料 表2. 1)。この考えによれば、強震動生成域(アスペリティ)を浜岡原発の直下において、応力降下量を最低でも45. 4MPaとして、計算されなければならない。	http://www.bousai.go.jp/iishin/chubu/nankai-trough/ka-nmatsu-shiryou.pdf	
					巻末資料表5-1	市町村別の最大となる震度	地震	本件原子力発電所が立地する御前崎市での最大震度が7と推計されていること。		
					巻末資料表5-2	都道府県別ケース別最大津波高(満潮位・地殻変動考慮)	津波	本件原子力発電所が立地する御前崎市での最大津波高が21. 0mと推計されていること。		

甲B号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
2	報道発表資料 「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について(第一次報告)」	内閣府(防災担当)	平成24年3月31日	写	3頁	6. 主な留意点について(1)(2)	地震・津波 一般防災対策とより安全性に配慮する必要がある個別施設	内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が発表した第一次報告に関する報道発表資料(抜粋) 「主な留意点」として、「地震・津波は自然現象であり不確実性を伴うものであることから、今回推計した震度分布・津波高はある程度幅を持ったものであり、それらを超えることもあり得ることに注意することが必要である。したがって、今回の検討は、一般的な防災対策を検討するための最大クラスの地震・津波を検討したものであり、より安全性に配慮する必要がある個別施設については、個別の設計基準等に基づいた地震・津波の推計が改めて必要である。」と記載されていること(3頁)。	http://www.bousai.go.jp/jishin/chubu/nankai-trough/15/kisva_1.pdf	
3	報道発表資料 「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について」 資料1-2(抜粋)2頁, 資料1-6(抜粋)11頁	内閣府(防災担当)	平成24年8月29日	写	資料1-2 資料1-6	市町村別ケース別最大津波高(満潮位・地殻変動考慮) 市町村別最大震度	地震・津波	内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が発表した第二次報告に関する報道発表資料(抜粋) 本件原子力発電所が立地する御前崎市での最大震度は7, 津波高が19mと推計されていること。	http://www.bousai.go.jp/nankaitrough_info/shiryo.pdf	
4	ニュートン2011年6月号(抜粋) [表紙, 19~39頁]	(株)ニュートンプレス	平成23年6月7日	写	18~39頁		地震・津波 東北地方太平洋沖地震	2012年(平成24年)3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震における地震及び巨大津波のメカニズム等(18~39頁)		
5	東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告	中央防災会議	平成23年9月28日	写			地震・津波 中央防災会議の反省	今回の東北地方太平洋沖地震の発生は、従前の想定方法の限界を意味している。これまでの想定の方え方を根本的に改め、地震・津波の想定から個々の対策までの手順全体について徹底的に見直しを行い、防災対策全体を再構築していく必要がある。 今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである。	http://www.bousai.go.jp/jishin/chubu/higashinihon/houkoku.pdf	
6	中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」(第1回)配布資料「資料2」(抜粋) [表紙, 36頁]	中央防災会議事務局	平成13年3月14日	写	36頁		地震	今回の検討は、東海地震の防災対策としての現時点でどのようにすべきかを検討するもので、学術的に新しく審理を追求しようとするものではない	http://www.bousai.go.jp/jishin/chubu/tokai/1/1-2.pdf	
7	中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」議事録(第2回)(抜粋) [表紙, 8~9頁]	中央防災会議事務局	平成13年4月3日	写			地震	地震動の推定について、基本的な方法としては決定論的な方法で決めていく、しかし、その中で、いろんな方の判断が出てくる場合には一種のあいまい度、バリエーションは考慮して計算する。	http://www.bousai.go.jp/jishin/chubu/tokai/2/gijiroku.pdf	
8	中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」議事録(第7回)(抜粋) [表紙, 2~6頁]	中央防災会議事務局	平成13年8月10日	写			地震	アスペリティは、7対3のイメージで置き、大きい方を陸側に置く。位置については、バランスよく置いたという感じ(P6。)	http://www.bousai.go.jp/jishin/chubu/tokai/7/gijiroku.pdf	

甲B号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
9	中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」議事録(第8回)(抜粋) [表紙, 7~14頁]	中央防災会議事務局	平成13年9月21日	写			地震 アスペリティの応力降下量	この前は応力降下量一定という形をとった。応力降下量を固着域に関してはカップリングは1として変位量を先に求めて、変位量とアスペリティの大きさから平均的な応力降下量を決めて、それを配分するという方法をとったわけです。アスペリティが大きいところでも小さいところでも応力降下は一定というモデルでやっていました。▼そういう意味では、場所によって変位量が違うわけです。ご指摘がありましたので、変位量一定という計算は今回はしていません。▼どこが変わるかという、アスペリティを小さいと置いたところ、セグメントが小さいと置いた方が、応力降下量が大きくなる。セグメントとアスペリティを比例させておりますので、大きなアスペリティがあるところが応力降下量が小さい。この2つは考え方にすぎませんので、どちらが正しいと決めるものではないと思う。実際の現象としては、全てが応力降下量一定と変位量一定という仮定は成り立たないと思う。いままでの地震の解析から応力降下量を一定にした場合が約22Mpa、今回変位量を一定にしたので、一番大きいところで40Mpaです。これはばらつきの範囲内ではないかと思えます(P4以下)。	http://www.bousai.go.jp/iishin/chubu/tokai/8/giiroku.pdf	
10	「地震防災」(抜粋) [表紙, 奥付, 27~44頁]	里村幹夫編, 学術図書出版社発行(抜粋部分の執筆者は小山真人)	平成20年10月10日	写			地震 東海地震	東海地震の発生根拠等		
11	「全国地震動予測地図-地図を見て私の街の揺れを知る-手引・解説編2010年版」(抜粋) [表紙, 27頁]	地震調査研究推進本部地震調査委員会	平成22年5月	写			地震 想定東海地震	2010年時点で、想定東海地震(地震規模M8.0前後)の30年以内の発生確率が87%と予測されていたこと	http://www.jishin.go.jp/main/chousa/10_vosokuchizu/kjishincategory.pdf	
12	強震動予測レシピ-大地震による強震動の予測手法-	入倉孝次郎	平成16年	写			地震 強震動予測レシピを海溝型地震に適用するについての問題点, 今後の課題を明らかにする。	実際には、強震動予測研究は理学的にも工学的にも必ずしも十分な信頼を得る成果には達していない。強震動レシピをより信頼あるものとして発展させるには次の2つの課題に対する集中的な研究が必要とされている。①強震動評価のための巨視的・微視的断層パラメーター(アスペリティ)の研究、強震動評価のための震源のモデルは巨視的断層パラメーターの推定が必要とされている。中でも、キーとなるのが微視的パラメーターとしてのアスペリティの位置、サイズ、応力降下量の推定精度である。②長周期震動の評価に関する研究 2003年十勝沖地震では北海道内の各地の大型石油タンクに主にスロッシングに起因する被害が引き起こされた。特に大きな被害の出た苫小牧西港南岸地域は震源域から150kmも離れていた。被害の元になったのは周期は数秒から10数秒程度の長周期震動である。M8クラスの巨大地震が発生すれば、強い長周期の地震動が広範囲の地域に伝わることは地震学的にはよく知られている。しかし、巨大地震による長周期地震動についてこれまで地震防災の観点からは殆ど検討されてこなかった(P17以下)。		

甲B号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
13	「レシピ」による大地震の揺れの予測	入倉孝次郎	不明確平成17年4月以降	写			地震 海溝型地震に対する強震動予測の問題点等について明らかにする。	従来行われてきた強震動評価の多くは、過去の地震記録の統計的な解析で得られた最大加速度や最大速度の距離減衰式による経験的手法を用いて行われていた。断層モデルに基づく理論的評価が試みられた場合もあるが、一様な断層滑りを仮定してなされていたため、一般に短周期地震動が過小評価となり、防災対策に活用できなかった。「震源を特定した地震動予測地図」作成のために開発された「強震動予測レシピ」は、断層滑りの不均質性を考慮した特性化震源モデルを導入することにより広帯域の強震動評価を可能にした。特性化震源モデルで重要なアスペリティ面積やそこでの応力降下量を与える微視的パラメータの関係式は、主として内陸地震の強震動記録を用いた震源インバージョン結果から導かれたもので、海溝型地震については個別の地震毎の検討しなされていない。また、特性化震源モデルは長周期成分と短周期成分が同じ領域(アスペリティ)から生成されることを前提としているが、海溝型地震についてこのような前提条件が有効かどうかの検証が必要。アスペリティ位置、破壊開始点、破壊の伝播模様は地震動の空間分布に大きな影響をもたらすが、これらのパラメータの拘束条件に関する知見や情報は不足している。信頼性ある強震動評価にはこれらの問題の調査研究が不可欠。特に、海溝型地震に関しては記録数が十分でないため、巨視的及び微視的断層パラメータと地震モーメントに関する相似側は必ずしも一般的に与えられていないという重要な問題が残されている(P3以下)。		
14	地震の揺れを科学する(抜粋) [表紙, 奥付, 64~65, 130~140, 148~156頁]	山中浩明外(東京大学出版会)	平成23年6月10日	写	65頁	地震	アスペリティとは、「地震断層上で推定されたずれの大きな領域である。地震のときの強い揺れの源は、ずれた断面全体というより、断層面上に存在するアスペリティと言え。」とされていること(P65)			
					134頁	地震	大きな揺れとなる周期を強震動の「卓越周期」と呼ぶ。強震動の卓越周期が構造物の固有周期と一致すると、地面の揺れと構造物の揺れが同調することによって、構造物の揺れが増幅される現象(共振現象)が起こる。共振現象により構造物が大きく揺すられると、揺すられている最中に構造物内部に亀裂が発生して損傷を受け、構造物の剛性が低下して固有周期が長くなる。更に大きく揺すられると、構造物の部材が損傷を受け、剛性がさらに低下し、固有周期はますます長期化する(P134)。			
					139頁	地震	原子炉構造物は、幅、高さがとも60mから80mにも及ぶ巨大な構造物であるにもかかわらず、壁厚が厚いため、その固有周期は、0.1秒から0.5秒の範囲にあること		準備書面5 32頁	
					148頁	地震	強震動のシミュレーション手法の内、半経験的方法として経験的グリーン関数法と統計的グリーン関数法を説明している。前者は、強震動予測地点で、想定した大地震と同一の震源域で起こった強震記録が得られている場合、想定地震の断層破壊過程を考慮して、小地震の観測波形をグリーン関数ともなして、多数重ね合わせて想定地震の地震動の時刻歴波形を求める方法である。しかし、切迫性が高いと指摘されている東海地震や東南海地震の震源域で適切な小地震を探そうと思っても、なかなかみつからない。後者は、適切な小地震記録がない場合に、その代わりにほかの地点で得られた多数の強震記録を統計処理して作成した模擬地震波を、統計的に評価されたグリーン関数として用いる方法である。(P148以下)			
					179頁以下	地震	将来の地震による強震動の予測は、過去に想定地震と同種の地震が起こって何らかのデータが得られている場合を除いて、困難な場合が多い。この場合には、経験則から断層の全体面積との関係でアスペリティの大きさを規定するとともに、アスペリティの配置や破壊開始点の位置は、過去の同種の地震の経験を踏まえて、複数のケースを想定するしか方法はなさそうである。(P179以下)			

甲B号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
15	河田恵昭著「津波災害-減災社会を築く」(抜粋) [表紙, 奥付, 51~95頁]	河田恵昭(岩波新書)	平成22年12月17日	写	57~65頁	第2章津波災害はくり返す 1 津波のメカニズム	津波	「津波は、波というよりは流れと考えた方が、その挙動を正しく理解できる」(57頁)とされていること。 防波堤を超えた水塊により、防波堤の脚部が激しく洗われ、下手をすると海底の洗掘が発生し、防波堤が横倒しになってしまうことが起こるとされていること(58頁)。 「防波堤があると、海底から海面までほぼ水平に運動している水粒子が前に進めなくなり、前述のように、これが位置エネルギーに変換され、津波の高さが約1.5倍高くなる。」(62頁)とされていること。		
					65~78頁	第2章津波災害はくり返す 2 変形する津波	津波	津波が変形するメカニズム 津波の「屈折」「回折」のメカニズム		
					78~86頁	第2章津波災害はくり返す 3 くり返す津波災害	津波	津波災害がくり返されていること等		
					86~95頁	第2章津波災害はくり返す 4 日本の津波常襲地帯	津波	津波の常襲地帯では津波被害が桁違いに大きくなる上、歴史的に津波災害が繰り返し起こっていること等		
16	「津波から生き残る」(抜粋) [表紙, 奥付, 16~17頁, 24~27頁]	土木学会	平成21年11月13日	写			津波	津波に巻き込まれたら逃げられない理由等(16~17頁) 津波の進行方向に半島や岬などの地形(障害物)があると、それを回り込んだ裏側で水位が異常に高くなる場合がある(回折現象)(24~25頁) 津波が河川を遡上することがあること(25~26頁) 津波は地形によって思わぬところからやってくる可能性があること(27頁)		
17	平成21年度地震に係る確率論的安全評価手法の改良=BWRの事故シーケンスの試験解析(抜粋) [表紙、目次、略語一覧、1-1頁、3-1~3-13頁、4-1~4-2頁]	独立行政法人原子力安全基盤機構	平成22年12月	写			津波	原子力安全基盤機構では、決定論的安全評価手法を補完する手段として、特に重要な地震事象を取り上げ、プラントの耐震安全性レベルを把握するために、地震に係る確率論的安全評価(地震PSA)手法の整備を実施している。改定された耐震設計審査指針により必要とされるに至った残余のリスク評価結果の妥当性を確認するために、地震PSAモデルの整備、試験解析の外、津波PSAの試験解析を次のような条件設定の下に実施した。スクラムは終了し、原子炉は停止状態にあるものとする。①基準の海水の防波堤が設置されている。②防波堤内の海岸縁に、基準海水面に対して高さ5mの位置に海水ポンプ(電動機)が設置されている。③屋外機器は、基準海水面に対して高さ13mの位置に設置されている。また、原子炉建屋の開口部も高さ13mとする。解析結果は、防波堤の効果を考慮するケースで、津波高が約15m以上で条件付炉心損傷確率がほぼ1.0、即ち、100%となった(P1-1、P3-1から3-13)。	http://www.ines.go.jp/content/000117490.pdf	
18	平成20年度地震に係る確率論的安全評価手法の改良=BWRの事故シーケンスの試験解析(抜粋) [表紙、目次、略語一覧、i頁、ii頁、3-1~4-2頁]	独立行政法人原子力安全基盤機構	平成21年9月	写			津波	上記試験解析の前年の試験解析であるが、津波高19m以上で条件付炉心損傷率が1.0として上記解析より条件を厳しくしている。他方、海水取水不可能区分に取水塔の損傷を記載している。取水塔を波高21mで損傷するものとしている(P i、ii、3-1~4-2)。	http://www.ines.go.jp/content/00004688.pdf	
19	静岡新聞	静岡新聞社	平成23年6月4日	写			津波	独立行政法人原子力安全基盤機構が2009年9月にまとめた報告書で中部電力浜岡原発に似た原発を仮定し、津波で取水塔が損壊するか取水口がふさがった場合、炉心損傷に陥るという解析シナリオを想定していること。 取水塔は、遠浅の遠州灘に立地したため国内で唯一、敷地内に専用港がない浜岡原発独特の海水取水設備。1~5の各号機ごとに、敷地から約600m離れた沖合に設置されている。敷地とは海底約20mに設けた直径約5~7mの海底トンネルでつながる。 報告書は、取水塔が高さ21mの津波で損傷すると仮定しているが、取水塔や取水口の機能が損なわれる原因は他に、①津波の引き波②地盤の隆起③がれきや砂がふさがりなどのケースが考えられる。		

甲B号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
20	地震と活断層(抜粋) [表紙, 162~171頁, 奥付]	独立行政法人産業技術総合研究所	平成16年4月10日	写			液状化	液状化現象の説明 液状化によって地層を引き裂いた痕跡が、684年の白鳳南海地震に対応する頃から、広く全国に存在すること		
21	日本の液状化履歴マップ 745-2008(DVD+解説書) (解説書抜粋) [表紙, 奥付, 22~23頁, 28頁]	若松加寿江(東京大学出版会)	平成23年3月18日	写			液状化 (再液状化)	過去に一度液状化した地盤がその後の地震で再び液状化することを「再液状化」と呼ぶこと。 過去に液状化の履歴がある場所では、将来の大地震でも液状化が発生する公算が高いと考えるのが通説になっていること等。		
22	日本の液状化履歴マップ 745-2008(DVD+解説書) (DVDより抜粋) [御前崎(地震名; 東南海地震, 発震年月日; 1944.12.7)]	若松加寿江(東京大学出版会)	平成23年3月18日	写			液状化 (再液状化)	1944年12月17日に発震した東南海地震で液状化した旨の報告が残されている箇所。 本件原発の敷地周囲に同地震で液状化した履歴があること。		
23	地形図(明治22年測図同28年 第1回修正, 大日本帝国陸地測量部 5万分の1の尺「御前崎」)[縮小図(全体)及 び本件原子力発電所敷地付近の原寸大図 (一部抜粋)]	大日本帝国陸地測量部	明治32年	写			津波, 液状化 明治22年(明治28年修正)測量図	・明治28年当時の浜岡原発の敷地の利用形態は(浜岡原発の敷地の場所は甲B27(H18)の地図のとおり, 新野川と箆川に挟まれた一角である。), 砂地, 河川, 山, 荒地であり, 近隣に人家がなかったこと ・浜岡原発敷地西側にある新野川(にいのがわ)河口が現在よりも東側(原発敷地側)に蛇行していること		訴状184頁～
24	地形図(大正5年測図, 大日本帝国陸地測量部 2万5千分の1の尺「御前崎」)[縮小図(全体)及 び本件原子力発電所敷地付近の原寸大図 (一部抜粋)]	大日本帝国陸地測量部	大正8年	写			津波, 液状化 大正5年測量図	・大正5年当時の浜岡原発の敷地の利用形態は, 砂地, 河川, 山, 荒地であり, 近隣に人家がなかったこと ・浜岡原発敷地西側にある新野川(にいのがわ)河口が現在よりも東側(原発敷地側)に蛇行していること		訴状184頁～
25	地形図(明治22年測図の縮小図, 昭和31年 第2回修正測量, 昭和21年5月撮影空中 写真を併用, 国土地理院2万5千分の1「御前崎」) [縮小図(全体)及び本件原子力発電所敷地 付近の原寸大図(一部抜粋)]	国土地理院	昭和32年	写			津波, 液状化 昭和31年修正測量図	・昭和31年当時の浜岡原発敷地の状況 ・浜岡原発敷地西側にある新野川(にいのがわ)河口が真つすぐに付け替えられ, 現在と同じ場所に移動していること		訴状184頁～
26	地形図(明治22年測量, 昭和45年改測, 昭和45年 4月撮影の空中写真使用, 現地調査昭和45年10月 実施, 国土地理院2万5千分の1「御前崎」) [縮小図(全体)及び本件原子力発電所敷地 付近の原寸大図(一部抜粋)]	国土地理院	昭和47年	写			津波, 液状化 昭和45年改測量図	・昭和45年当時の浜岡原発敷地の利用状況(一部が畑になっている) ・浜岡原発敷地西側にある新野川(にいのがわ)河口が真つすぐに付け替えられ, 現在と同じ場所に移動していること		訴状184頁～
27	地形図(昭和45年改測, 平成18年更新, 国土地理院 2万5千分の1「御前崎」)[縮小図(全体)及 び本件原子力発電所敷地付近の原寸大図(一部 抜粋)]	国土地理院	平成18年	写			津波, 液状化 平成18年測量図	・平成18年(現在)の浜岡原子力発電所の敷地の利用状況 ・本件原発敷地は, 砂浜又は河川を埋め立てて造営した土地と, 海岸に近接した崖地を削って造成された土地であること。 ・かつて新野川は, 現在の浜岡原発1号機並びに2号機の建屋南西縁, 及び配管の真下を流れていたこと(甲B23, 甲B24)。 ・浜岡原発1号機及び2号機敷地はかつて河川であったところを埋め立てたものであり, 浜岡原発3号機から5号機の南側の敷地は海浜であった砂地を埋め立てたものであること。液状化の被害に見舞われる可能性が高いこと。		訴状184頁～
28	遠州灘沿岸海岸保全基本計画(参考資料)(抜粋) [表紙, 69~70頁]	静岡県	平成15年7月	写			津波, 液状化 遠州灘沿岸の砂浜(原発敷地含む)が縮退している様子	静岡県が作成した遠州灘沿岸海岸保全基本計画の参考資料。 本件原発敷地の海岸線が大規模に縮退し(天竜川上流に建設されたダムの影響で土砂の供給が減少したことが要因と分析されている)、かつての砂浜の大部分が海没していること。		訴状184頁～

甲B号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
29	新収日本地震史料第5巻別巻五ノ一(抜粋) [表紙, 凡例, 1036~1041頁, 1046~1049頁, 1116~1119頁, 1130~1131頁, 1136~1137頁, 奥付]	東京大学地震研究所	昭和62年3月1日	写			津波, 液状化 古文書による安政東海地震(1854年)津波被害	1854年12月に発生した安政地震の被害状況等 同地震がプレート境界型の地震であり、遠州灘沿岸に津波被害をもたらしたこと 浜岡原発の周辺地域でも大きな津波被害が報告されていること		訴状161頁
30	安政地震(1854年12月23日)における東海地方の津波・地殻変動の記録ー明治25年静岡県下26カ町村役場の地震報告からー	地震研究所羽鳥徳太郎	昭和51年4月6日	写			津波, 液状化 安政東海地震(1854年)津波被害	安政地震からわずか38年後(明治25年)の生々しい現地記録(27頁) 安政地震における津波・地殻変動状況等 佐倉(浜岡原発の立地する場所)では津波が西南方向から、御前崎では東南方向から来襲したといわれ、岬付近で津波の屈折があった(23頁, まとめと考察)		訴状161頁
31	昭和19年東南海地震の記録(抜粋) [表紙, 目次, 18~19頁, 46~47頁, 61ページ, 140~157頁, 216~223頁, 奥付]	静岡県中遠振興センター	昭和57年3月31日	写			液状化 東南海地震(昭和19年)での液状化被害	昭和19年12月7日に熊野灘沖を震源として起きた東南海地震による被害状況(特に液状化に関するもの) ・東南海地震の概略(18~19頁), 地盤別家屋倒壊状況(46頁), 浜岡原発が立地する新野川と箆川の間が一部を除いて海岸砂地に分類されていること(47頁), 液状化による噴水, 噴砂現象の概略(61頁) ・旧浜岡町(旧朝比奈村, 池新田町, 新野村, 佐倉村)住民らの被害体験手記(140~157頁), 当時の地図(223頁) ・昭和19年当時は砂丘が広がる荒地であった池新田村, 佐倉村の南部(沿岸部)を除き, 旧浜岡町全域で地割れ, 噴水・噴砂現象が生じていること(223頁地図) ・旧浜岡町住民の体験談のほとんどで液状化現象があること。旧佐倉村住民の体験談では「地割れができ, 幅30cm長さ1m位のところから, 泥水が1m位高く噴き上げていた。」「国道150号線中部電力浜岡原子力発電所入口(駒取)付近の道路に幅20cm位長さ50mの地割れができた。家の井戸からは砂がふき出し水は出なくなった。畑の中からも水と砂がふき出て一週間位とまらなかった」(154頁)「水が噴き出ていました」「砂田一面にブクブクと水がわき出てきました。」「道路が20cm幅のひびが走り, にごり水が50cmぐらいふき上がりました。」(155頁)等の液状化現象とみられる記述が数多くみられること。 ・訴状194頁で引用した噴水・噴砂(液状化)現象のまとめは218~219頁のとおり。		訴状194頁
32	超巨大地震に迫るー日本列島で何が起きているのか [表紙, 奥付, 134~137頁]	大木聖子 瀬藤一起	平成23年6月10日	写	135~136頁		地震	原子力発電所における地震防災対策のあり方は、日本全体の既往最大に備え、さらには、世界中の既往最大に備えるという思考を取るべきであること		準備書面5 41.42頁
33	浜岡原子力発電所3, 4号機「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価に関する報告のうち敷地周辺・近傍及び敷地の地質について	被告	平成19年6月13日	写			地震	浜岡原子力発電所敷地内に、H断層系と呼ばれる4本の断層が確認されており、これらの断層が原子炉建屋に極めて近接した位置に存すること(12頁の図)		準備書面5 36頁
34	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改訂について	原子力安全委員会事務局審査指針課		写			地震	耐震設計上考慮する活断層の定義につき、旧指針では5万年前以降に活動したものとしていたが、平成18年9月に改訂された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」においては、後期更新世(約13万年前以降)以降に拡張されたこと		
35	活断層の定義、大幅拡大原子力規制委が新方針	中国新聞	平成24年10月24日	写			地震	原子力規制委員会が、活断層の定義を拡大し、現在の13万年~12万年前以降に活動した断層というものから40万年前以降とする旨の方針を明らかにしたこと。		準備書面5 37頁
36	活断層の定義 大幅厳格化40万年内 規制委指針 大飯原発調査へ	東京新聞	平成24年10月24日	写		地震				

証拠説明書
(甲C号証 原子力発電所の構造、設備等に関するもの)

甲C号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
1	「ニュートン」2011年7月号(抜粋) [表紙, 目次, 40～80頁, 裏表紙(奥付)]	(株)ニュートンプレス	平成23年7月7日	写	40～49頁	きちんと知りたい原発と放射能 第3章 原子力とは何か		原子力発電の仕組み等		
					50～51頁	きちんと知りたい原発と放射能 第3章 原子力とは何か		沸騰水型軽水炉の基本的な構造。 福島第一原子力発電所及び浜岡原子力発電所(5号機は除く)がこのタイプの原子炉であること。		訴状12～13頁
					54～55頁	きちんと知りたい原発と放射能 第3章 原子力とは何か		制御棒の構造及び基本的な動作原理。 加圧水型軽水炉(BWR)では制御棒を上から抜き差しする構造になっているのに対し, 沸騰水型軽水炉(BWR)では制御棒を下から挿入する構造になっていること。		訴状13～15頁
					58～59頁	きちんと知りたい原発と放射能 第3章 原子力とは何か		非常用炉心冷却系(ECCS)の基本的な構造。 福島第一原子力発電所事故においては, 地震及び津波の影響による電源喪失によりECCSの使用ができなくなり, 重大事故につながったこと。		訴状15頁
					60～61頁	きちんと知りたい原発と放射能 第3章 原子力とは何か	使用済み燃料	使用済み核燃料の保管方法。 キャスクによる運搬方法によっても, 福島第一原子力発電所事故等で破損・溶融してしまった燃料を運搬することはできないこと。		
					62～71頁	きちんと知りたい原発と放射能 第3章 原子力とは何か	使用済み燃料	使用済み核燃料の再処理過程。 通常の原子炉でMOX燃料を用いて発電するプルサーマルにおいては, MOX燃料に含まれるプルトニウム比率が高いため(4～9%), 事故後の放射能被害が拡大する危険性が高いこと。 高速増殖炉の基本的な構造。 高速増殖炉「もんじゅ」については, 1995年のナトリウム漏えい事故による火災の影響から, 事故後15年近く運転停止を余儀なくされていること。 放射性廃棄物につきガラス固化体に加工する手順。 高レベル放射性廃棄物の保管には地層処分が必要とされているが, 日本では埋立て予定地が決まっていないこと。		訴状199～202頁
72～79頁	震災後も懸念される大地震				巨大地震発生後においては, プレートの余効すべりの影響により新たな地震の発生が促される危険があること。 余効すべりによって誘発される地震としてはスラブ内地震, 地殻内地震, プレート境界地震, アウターライズ地震が挙げられること。		訴状24～25頁			

証拠説明書
(甲D号証 東京電力福島第一原子力発電所の事故に関するもの)

甲D号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
1	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会報告書	国会東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	平成24年7月5日	原本				国会事故調査委員会の報告書の内容 当委員会は、事故の直接的原因について、「安全上重要な機器の地震による損傷はないとは確定的には言えない」、特に、「1号機においては小規模のLOCAが起きた可能性を否定できない」との結論に達した。	http://naiic.go.jp/	
2	科学2011年12月号(抜粋) 「予断を排除した事故シナリオの検討を—1号機非常用復水器はなぜ即刻手動停止されたか」[1230～1238頁]	田中三彦(岩波書店)	平成23年12月	写				福島第一原子力発電所の事故につき、1号機を取り上げ、配管損傷(破断)による冷却材喪失が起こった疑いがあることを述べる。		
3	科学2011年12月号(抜粋) 「水素爆発をもたらしたのは何か—Mark I型原子炉格納容器の圧力抑制室に関する水力学的荷重問題」[1239～1245頁]	渡辺敦雄(岩波書店出版)	平成23年12月	写				福島第一原子力発電所での格納容器圧力上昇と水素爆発について、地震が原因と推定している。MARK1型格納容器(同原発1～5号機・浜岡1～4号機)の圧力抑制室では、冷却材喪失事故時に受ける大きな力に対して構造的に弱点をもち、地震動が重なることによって破損する可能性がある。		
4	科学2011年12月号(抜粋) 「格納容器の機能喪失の意味—スロッシングの検証なしに運転してはならない」[1246～1251頁]	後藤政志(岩波書店出版)	平成23年12月	写				地震動の継続時間がこれまでになく長かった東北地方太平洋沖地震では、スロッシングが原発の状況を致命的に悪化させた恐れがある。配管破損が起こって冷却材が噴出するときにスロッシングが重なると、噴出する冷却材を十分に減圧できなくなり、格納容器は破損する。		
5	エコノミスト臨時増刊7/11号(抜粋) 「津波が来なくてもメルトダウンは起きた?問題は耐震性だ」[表紙, 4～11頁]	田中三彦(毎日新聞社)	平成23年7月11日	写				福島第一原発の損傷が地震動により生じた可能性が高いこと。		
6	「東日本大震災記録写真集 TSUNAMI3. 11」	豊田直巳(編集)	平成23年6月30日	原本				東北地方太平洋沖地震の被害状況について。 15, 65～67, 154, 169, 238～239, 253, 322～323頁, 大型船舶が押し流された様子。 156～157, 270頁, 防潮堤が損壊した様子。 424～436頁, 福島第一原発の被災状況。 438～440頁, 福島第二原発の被災状況。		
7	「特別報道写真集 東日本大震災」	静岡新聞社	平成23年4月23日	原本				東北地方太平洋沖地震の被害状況について。 10～11頁, スロッシングによる石油タンク出火の様子。 18～21頁, 大型船舶が押し流された様子。		
8	「東日本大震災」	朝日新聞出版社	平成23年4月30日	原本				東北地方太平洋沖地震の被害状況について。44～45頁, 120～121頁, 大型船舶が押し流された様子。		
9	新聞記事	中日新聞	平成24年7月10日	写				平成24年7月9日に東京電力が新たに公開した写真に、福島第一原発付近に停泊していた重油タンカーが沖に逃げる様子が写されていること。		
10	写真	東京電力株式会社	平成23年3月11日	写				平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で撮影された写真(甲D9号証の記事で言及されている写真)		東京電力ホームページよりダウンロードし、原告訴訟代理人が編集
11	ニュートン2011年6月号(抜粋) [表紙, 40～76頁]	(株)ニュートンプレス	平成23年6月7日	写				福島第一原発事故の経過及び同事故による放射能被害の実態		
12	ニュートン2011年7月号(抜粋) [表紙, 18～27頁]	(株)ニュートンプレス	平成23年7月7日	写				福島第一原発事故の経過		

証拠説明書
(甲E号証 その他)

甲E号証	表題	作成者	発行年月	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
1	浜岡原子力発電所に関する決議(牧之原市)	牧之原市議会	平成23年9月26日	写			牧之原市議会の決議の内容	牧之原市議会が、確実な安全・安心が将来にわたって担保されない限り、永久停止にすべきとの決議をしたこと。		準備書面3(44頁)
2	中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全対策に関する意見書(菊川市)	菊川市議会	平成23年9月29日	写			菊川市議会の意見書の内容	菊川市議会が、①福島原発事故に基づく新安全基準により安全性を検証確立し、住民の理解が得られない限り、再稼働は認めないこと、②使用済み燃料等の冷却の万全化、③シビアアクシデントに対する体制整備を強く求めるとの意見書を提出したこと。		同上
3	原子力発電所の安全確保および新たなエネルギー政策を求める意見書(掛川市)	掛川市議会	平成23年12月22日	写			掛川市議会の意見書の内容	掛川市議会が、①使用済み核燃料の安全な冷却、②シビアアクシデント(過酷事故)に対する体制整備、③⑦④等の条件が満たされるまで再稼働をしないこと(⑦確実な安全対策・④周辺自治体及び住民の了解等)を強く要請するとの意見書を提出したこと。		同上
4	中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全対策に関する意見書(島田市)	島田市議会	平成23年6月3日	写			島田市議会の意見書の内容	島田市議会が、①浜岡原発直下の活断層の安全検証、②万全な安全対策が取られない限り再稼働は認めないことを強く求めるとの意見書を提出したこと。		同上
5	震災対策の強化を求める意見書(磐田市)	磐田市議会	平成23年5月20日	写			磐田市議会の意見書の内容	磐田市議会が、万全な安全対策を強く要望するとの意見書を提出したこと。		同上
6	浜岡原子力発電所に関する決議(焼津市)	焼津市議会	平成23年12月21日	写			焼津市議会の決議の内容	焼津市議会が、①いかなる災害にも耐えられるような安全対策が急務である、②核燃料等の安全処理が急務である、③万全な安全対策ができない以上再稼働は容認できないとの決議をしたこと。		同上
7	中部電力原子力発電所に関する決議(藤枝市)	藤枝市議会	平成23年12月16日	写			藤枝市議会の意見書の内容	藤枝市議会が、絶対的安全対策がなされ市民の安全と安心が担保されない限り再稼働は認められないとの決議をしたこと。		同上
8	中部電力浜岡原子力発電所に関する決議(袋井市)	袋井市議会	平成23年12月21日	写			袋井市議会の決議の内容	袋井市議会が、①燃料棒等の安全な冷却を求め、②危機管理対策が万全になされ市民の安全・安心が担保されない限り再稼働は認められないとの決議をしたこと。		同上
9	中部電力浜岡原子力発電所に関する決議(吉田町)	吉田町議会	平成23年12月16日	写			吉田町議会の決議の内容	吉田町議会が、再稼働せず速やかに廃炉すべきであるとの決議をしたこと。		同上
10	中部電力浜岡原子力発電所の廃炉を求める意見書(吉田町)	吉田町議会	平成23年12月16日	写			吉田町議会の意見書の内容	吉田町議会が、①再稼働を認めないこと、②使用済み核燃料などを安全に冷却する万全な対策を強く要望するとの意見書を提出したこと。		同上
11	原子力発電所の安全対策の強化を求める意見書(森町)	森町議会	平成23年12月21日	写			森町議会の意見書の内容	森町議会が、運転再開・永久停止の判断に当たっては、静岡県民のコンセンサスを十分得ることを条件とする子とを強く要望するとの意見書を提出したこと。		同上
12	回答書(三島市)	三島市議会事務局	平成24年1月18日	写			三島市議会の決議及び意見書の内容	三島市議会が、平成23年3月18日、最悪の事態を想定した抜本対策を求める意見書を提出したこと。同議会が、同年12月13日、①地震想定の見直しに伴う安全対策や三島市民・静岡県民の合意形成が得られない場合再稼働させない(廃炉とすること)、②使用済み核燃料の安全な保管を徹底を強く要望する意見書を提出したこと。		同上
13	浜岡原子力発電所の廃止と使用済み核燃料の安全な保管、そして、再生可能エネルギーを重視したエネルギー政策に変更を求める意見書(富士宮市)	富士宮市議会	平成24年3月21日	写			富士宮市議会の意見書の内容	富士宮市議会が①再稼働はしない(廃炉とすること)、②使用済み核燃料の安全な保管を徹底することを強く要望するとの意見書を提出したこと。		同上

甲E 号証	表題	作成者	発行年月	原本／写 しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
14	浜岡原発の廃止と使用済み核燃料の安全な保管並びに再生可能エネルギーを重視したエネルギー政策の推進を求める意見書(富士市)	富士市議会	平成23年12月8日	写			富士市議会の意見書の内容	富士市議会が、①再稼働はせず廃炉とすること、②使用済み核燃料の安全な保管を徹底することを強く要望するとの意見書を提出したこと。		同上
15	原子力発電所の安全確保及び新たなエネルギー政策の早期確立を求める意見書(湖西市)	湖西市議会	平成24年3月22日	写			湖西市議会の意見書の内容	湖西市議会が、①抜本的な安全対策、②市民の安全と安心が担保され県民の合意がない限り再稼働は認められないことを強く要請するとの意見書を提出したこと。		同上
16	浜岡原発の永久停止・廃炉を求める意見書(伊豆市)	伊豆市議会	平成23年6月30日	写			伊豆市議会の意見書の内容	伊豆市議会が、①永久停止・廃炉、②使用済み燃料などを安全に冷却する万全な対策をとることを強く要請するとの意見書を提出したこと。		同上
17	浜岡原発の永久停止・廃炉を求める意見書(伊豆の国市)	伊豆の国市議会	平成23年9月28日	写			伊豆の国市議会の意見書の内容	伊豆の国市議会が、①永久停止・廃炉、②使用済み燃料などを安全に冷却する万全な対策をとることを強く要請するとの意見書を提出したこと。		同上
18	浜岡原発の永久停止・廃炉を求める意見書(東伊豆町)(送付先:内閣総理大臣等)	東伊豆町議会	平成23年7月4日	写			東伊豆町議会の意見書の内容	東伊豆町議会が、①永久停止・廃炉、②使用済み燃料などを安全に冷却する万全な対策を緊急にとることを強く要請するとの意見書を提出したこと。		同上
19	浜岡原発の永久停止・廃炉を求める意見書(東伊豆町)(送付先:静岡県知事等)	東伊豆町議会	平成23年7月4日	写			東伊豆町議会の意見書の内容	東伊豆町議会が、県民の総意として安心が確認されるまで安易な再開は認めないとの意見書を提出したこと。		同上
20	意見書の提出について(河津町)(内閣総理大臣等宛て)	河津町議会	平成23年12月15日	写			河津町議会の意見書の内容	河津町議会が、①万全な安全対策が取られない限り、再稼働は認めないこと、②使用済み燃料などを安全に冷却するなどの安全対策をとることを強く求めるとの意見書を提出したこと。		同上
21	意見書の提出について(河津町)(静岡県議会議長宛て)	河津町議会	平成23年12月15日	写			河津町議会の意見書の内容	河津町議会が、県民の総意として安心が確認されるまで安易な再開は認めないとの意見書を提出したこと。		同上
22	浜岡原発の永久停止・廃炉を求める意見書(南伊豆町)(提出先:内閣総理大臣等)	南伊豆町議会	平成23年10月19日	写			南伊豆町議会の意見書の内容	南伊豆町議会が、①永久停止・廃炉、②使用済み燃料などを安全に冷却する万全な対策を緊急にとることを強く要請する意見書を提出したこと。		同上
23	浜岡原発の永久停止・廃炉を求める意見書(南伊豆町)(静岡県知事等)	南伊豆町議会	平成23年10月19日	写			南伊豆町議会の意見書の内容	南伊豆町議会が、県民の総意として安心が確認されるまで安易な再開は認めないことを強く要請するとの意見書を提出したこと。		同上
24	浜岡原発の徹底した安全対策を求める意見書(松崎町)(送付先:内閣総理大臣等)	松崎町議会	平成23年9月20日	写			松崎町議会の意見書の内容	松崎町議会が、①永久停止・廃炉、②使用済み燃料などを安全に冷却する万全な対策を緊急にとることを強く要請するとの意見書を提出したこと。		同上
25	浜岡原発の徹底した安全対策を求める意見書(松崎町)(送付先:静岡県知事等)	松崎町議会	平成23年9月20日	写			松崎町議会の意見書の内容	松崎町議会が、①使用済み燃料などを安全に冷却する万全な対策を緊急にとること、②県民の総意として安心が確認されるまで安易な再開は認めないことを強く要請するとの意見書を提出したこと。		同上
26	浜岡原発の徹底した安全対策を求める意見書(案)(西伊豆町)	西伊豆町議会	平成23年12月8日	写			西伊豆町議会の意見書の内容	西伊豆町議会が、①使用済み燃料などを安全に冷却する万全な対策をとること、②県民の総意として安心が確認されるまで安易な再開は認めないことを強く要請するとの意見書を提出したこと。		同上

甲E 号証	表題	作成者	発行年月	原本/写 しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
27	原発に依存したエネルギーから安全な自然エネルギーへの転換を求める意見書(函南町)	函南町議会	平成23年10月4日	写			函南町議会の意見書の内容	函南町議会が、原発施設の安全性を確認できないものは永久停止・廃炉とすることを求める意見書を提出したこと。		同上
28	浜岡源原発の廃止と使用済み核燃料の安全な保管、そして、再生可能エネルギーを重視したエネルギー政策の変更を求める意見書(清水町)	清水町議会	平成23年12月15日	写			清水町議会の意見書の内容	清水町議会が、①確実な安全・安心が将来にわたって担保されない限り永久停止とすること、②使用済み核燃料の万全な保管を徹底することを強く要望するとの意見書を提出したこと。		同上
29	浜岡源原発の廃止と使用済み核燃料の安全な保管、そして、再生可能エネルギーを重視したエネルギー政策の変更を求める意見書(長泉町)	長泉町議会	平成23年12月13日	写			長泉町議会の意見書の内容	長泉町議会が、①地震や津波等に対する防御対策を万全に期すること、②使用済み核燃料の万全な保管を徹底することを強く要望するとの意見書を提出したこと。		同上
30	「浜岡再稼働21首長否定的」と題する新聞記事(縮小)	中日新聞	平成24年3月13日	写			静岡県民の回答	「浜岡原子力発電所は今後どうしたらいいと思いますか」との質問に対し、回答者である静岡県民のうち、35%が「このまま停止を継続」と回答し、33%が「直ちに廃炉」と回答していること。		準備書面3(44頁)
31	「県内首長はこう考える」と題する新聞記事(縮小)	中日新聞	平成24年3月13日	写			静岡県内市町の首長の回答	「中部電力浜岡原子力発電所は今後どうするのがいいとお考えですか」との問に対する、静岡県内各市町の首長の回答において、35首長のうち18首長が、①無条件に再稼働禁止・廃炉・永久停止を求めるか、②再稼働に万全・確実な安全対策を条件とするか、③再稼働に住民の理解・同意、住民の安全・安心を条件とする、と回答していること。		準備書面3(45頁)
32	科学2012年6月号(抜粋) [表紙, 682~685頁]	岩波書店	平成24年6月	写			浜岡原発3~5号機の平均設備利用率・事故回数・事故率	浜岡原発3号機の平均設備利用率が77.1%, 事故回数(報告義務有り, 以下同じ)が5回, 事故率(事故回数/経過年数, 以下同じ)が0.2であること。 浜岡原発4号機の平均設備利用率が79.2%, 事故回数が3, 事故率が0.2であること。 浜岡原発5号機の平均設備利用率が44.2%, 事故回数が4回, 事故率が0.7であること。		準備書面4(15頁)
33	「ニュートン」2011年7月号(抜粋) [表紙, 12~15頁, 28~39頁]	(株)ニュートンプレス	平成23年7月7日	写	12~15 頁	浜岡原発が危険視される理由は?		浜岡原子力発電所の直下ではマグニチュード8クラスのプレート境界地震である「東海地震」が発生する可能性がかねてから指摘されてきていたこと等。		
					28~39 頁	きちんと知りたい原発と放射能 第2章 放射能のリスク	放射能のリスク	放射能のリスクについて		